	T.,,
機関名	菰野町議会事務局
任命権者	菰野町議会議長
計画期間	令和5年4月1日~令和8年3月31日(3年間)
菰野町議会事務局にお	菰野町議会事務局においては、職員総数が4人程度の小さな機関で
ける障がい者雇用に関	あり、職員は町長部局からの出向職員で構成されているため、独自の
する課題	職員の募集・採用は行っていない。このため障がい者に限定した募
	集・採用も行っていない。
	これまで、障がいのある職員の在籍はなく、組織的な体制整備は特
	段行っていませんが、人事異動等により障がいのある職員の配置も考
	えられることから、障がいのある職員が活躍できる職場環境づくりに
	取り組む必要がある。
目標	
1.採用に関する目標	職員は町長部局からの出向職員で構成されているため、独自の職員
	の募集・採用は行っていませんが、研修などを通じて障がい者雇用の
	推進に関する理解を促進する。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
	(評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、離職状況を確認。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を	○ 職員は町長部局からの出向職員で構成され、独自の職員の募集・
推進する体制整備	採用は行っていないことから、障害者雇用推進者は町長部局と同
	一の総務課長を選任する。
	○ 障がいのある職員が配置された場合、相談窓口を設定する。
2. 障がい者の活躍の	○ 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談
基本となる職務の	があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出につい
選定・創出	て検討する。
3. 障がい者の活躍を	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価制度における面談の際、障が
推進するための環	いのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することと
境整備・人事管理	し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じ
	る。
	○ 措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏ま
	えつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○ 各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、
	適切な支援、配慮に努める。